

平成19年4月

# 防犯パトロールマニュアル (改訂版)



犯罪のない安心・安全なまちづくり

京 都 府

## 犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けて

子どもたちをはじめ地域の皆様が安心して、安全に暮らすことができる社会を創るためには、警察活動はもちろんですが、地域においても「自分たちのまちは自分たちで守る」決意のもと、地域の方々が一致協力して子どもや地域を守るための活動を進めることが重要となっています。

現在、京都府では、府内各地で登下校時の見守りなどの活動を行う「子ども・地域安全見守り隊」などが活発に活動しています。

このマニュアルでは、防犯パトロールの方法、着眼点などについて紹介していますので、御活用いただければ幸いです。

### 目 次

1	防犯パトロールの目的	1
2	防犯パトロールをはじめるとあって	1
3	子ども・地域安全見守り隊などの結成の仕方	1
4	防犯パトロールをするにあたって準備する物	2
5	防犯パトロールをする時の服装	2
6	防犯パトロールのやり方	3
7	防犯パトロールをする時のチェックポイント	4
8	防犯パトロールで特に心掛けるポイント	5
9	防犯パトロールで注意する点	5
10	「子ども・地域の安心・安全活動支援事業」の申請	6
11	防災・防犯情報メールに登録を！	6
《資料》		
1	防犯パトロールQ & A（よくある質問）	7
2	子ども・地域安全見守り隊規約（例）	8
3	防犯パトロール活動計画（例）	9
4	防犯パトロール日誌（例）	10
5	「青色回転灯」申請手続の流れ	11



## 1 防犯パトロールの目的

防犯パトロールの目的は、

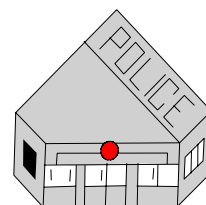
- 犯罪や事故等の被害を未然に防止すること
- 地域の皆さんが安全に関する関心を高めること
- パトロールに参加することで地域の連帯感を醸成することにあります。

## 2 防犯パトロールをはじめるにあたって

- **気楽に！**  
気負わず、肩肘を張らず、日常生活の一部として気楽にやりましょう。無理をしては長続きしません。
- **気長に！**  
短期間ではパトロールの効果は期待できないものです。  
気長に続ければ、やがて知らず知らずのうちに防犯の輪が広がり、犯罪の起~~き~~ゆきにくい環境が醸成され、犯罪の発生が減少します。
- **危険なく！**  
せっかくパトロールをしても、事故に遭ったり、けがをしたのでは続けることが難しくなってしまいます。無用な追跡や単独のパトロールなど危険なことをする必要はありません。

## 3 子ども・地域安全見守り隊などの結成のし方

- **まず、有志を募りましょう。**  
自治会、PTA、老人クラブ、事業所など、地域に居住する方や勤務する方で、防犯パトロール活動の趣旨に賛同し、参加できる有志の方を募集しましょう。
- **責任者を決めましょう。**  
有志の方が集まったら、パトロールを効果的に推進するために、推進責任者（リーダー）や副責任者（サブ・リーダー）を決めましょう。
- **パトロールの手段・方法を決めましょう。**  
責任者や副責任者を中心に、どのような方法でパトロールするか話し合い、地域の実情に応じた無理のない方法を決めましょう。
- **交番・駐在所からアドバイスを受けましょう。**  
受持ちの交番・駐在所から、ノウハウや防犯情報の提供など活動についての支援が行われますので、事前に相談し、アドバイスを受けましょう。



## ○ パトロールの開始を知らせましょう。

地域の皆さんへ協力を求めるためにも、具体的にどのようなパトロールをするのか、回覧板を利用するなどして地域の皆さんに知らせましょう。

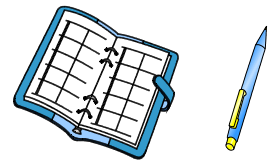
また、地域諸団体と連携の取れた活動とするため、受持ちの交番・駐在所をはじめ、学校（スクールガードリーダー）・市町村、自治会、防犯推進委員等の関係機関・団体にも知らせてください。

## 4 防犯パトロールをするにあたって準備する物

### ○ メモ帳・ペンなど筆記用具

パトロールを通じて気付いた危険な場所や不審な人・車の特徴などをメモする際に必要です。

通報する際や他の人に伝える場合にも役立ちます。



### ○ 懐中電灯

夜間パトロールの際は、危険回避のために、懐中電灯を携行しましょう。赤色灯のついたものであればさらに効果的です。

### ○ 防犯ブザー、ホイッスル

防犯ブザーやホイッスルは、子どものためだけのものではありません。危険を感じたり、事件を目撃したときなどに活用できます。

### ○ 携帯電話

110番通報や緊急時の連絡用等に役立ちます。



### ○ 日誌

活動結果や、注意する場所、事象などを次の人に引き継げるように、日誌を作成しましょう。

## 5 防犯パトロールをする時の服装

### ○ 身軽で活動的な服装

防犯パトロールは、身軽で活動的な服装で行ってください。靴は、活動しやすい運動靴が適しています。

### ○ タスキや腕章等の着用

防犯パトロールをしているということが一目でわかるように、タスキや腕章、帽子などを着用しましょう。

目立つように蛍光色の揃いのジャンパーや帽子を着用してパトロールをすると一層効果的です。鈴の音などで防犯パトロール中であることを知らせることも効果的です。

### ○ 反射テープ等の活用

夜間の防犯パトロールの際は、交通事故に遭わないように反射テープなどを活用しましょう。特に夕暮れ時は、運転者から歩行者が見えにくい状態になります。事故防止のために、できるだけ反射テープや夜光チョッキなどの反射材を活用しましょう。

## 6 防犯パトロールのやり方

防犯パトロールは、地域のみなさんが主体となって行うものです。

ここに書いた方法は一例ですので、みなさんがお住まいの地域に合った方法でパトロールをしましょう。

### ○ 複数で！

2人以上の複数でパトロールしましょう。

多くの目で見ることにより、より多くの危険個所などを発見できますし、例えば、不審な車を見つけたときには、1人はナンバー、1人は車の特徴、1人は運転者の特徴と、役割を決めて覚えるようにすれば、きめ細かく確認できます。



### ○ 徒歩又は自転車！

街頭で犯罪に遭う方の多くは徒歩や自転車です。

同じ視点で見ることによって犯罪に遭いそうな場所や危険な場所を知ることができます。

### ○ あいさつ・声かけを！

「おはようございます」や「こんばんは」といったあいさつだけでも十分です。

地域の皆さんが声をかけ合うことにより、地域の連帯感が醸成されます。また、犯罪者は、声をかけられることを嫌います。

### ○ できる範囲で！

無理をせず、みなさんのできる範囲（時間・場所）でパトロールしましょう。何事も苦痛になったのでは、長続きしないものです。

朝の散歩や犬を連れた散歩をする際、通学時間帯等に合わせて仲間を誘って2～3人で「パトロール中」のタスキをかければ、たちまち立派な防犯パトロールです。

### ○ 継続して！

パトロールは、継続することに意味があります。

夕方や夜間だけではなく、朝や昼間のパトロールも必要です。みなさんの姿が頻繁に見えるほど、犯罪者は嫌なものです。

### ○ パトロール後に情報交換を！

パトロールするだけでなく、パトロールの結果について情報交換することにより、危険な場所の改善、子どもやお年寄りへの注意喚起など、犯罪の起こりにくいまちづくりに役立ちます。

### ○ 広報活動を！

パトロールを行うことはもちろん、パトロールの結果から分かった危険な場所などについて注意喚起することも重要です。

パトロールでわかった危険な場所や注意する場所などを地図に示した「安心・安全マップ」を作成して学校や地域の方へ配付すれば、さらに犯罪や事故の抑止に効果があります。子どもと一緒に作っても楽しいものです。

## 7 防犯パトロールをする時のチェックポイント

パトロールを通じて、子どもをはじめ地域の安全を確保するとともに、地域の環境をもう一度見直してください。

パトロールで確認した事件や事故が発生する危険性が高い(入りやすく、見えにくい)場所などは、地域ぐるみで働きかけをして改善していきましょう。

### ○ 通学路に異常はないか。見慣れない人・車はないか

不審人物や不審車両がないかなど、子どもや地域の安全を確保するために、登下校時間は重点的なパトロールが必要です。

### ○ 公園などの遊び場に問題はないか

放課後、子どもが安心して遊べるよう、警戒が必要です。

夕暮れ時に子どもが遊んでいたら、早めの帰宅を促しましょう。

また、公園、通学路等の見通しをよくするために、雑草の除去、枝払いをして明るくするだけでも、防犯効果があります。



### ○ 防犯灯の設置が必要な場所はないか

暗い道路は、チカンなどが発生する恐れがあります。

団地などの住宅地においては、門灯を各戸で点灯するだけで明るい町並みとなります。



### ○ 水難事故の発生する恐れはないか

河川・用水・ため池など、水難事故などが発生する恐れのある場所を確認し、子どもにも注意するとともに、改善を働きかけましょう。

### ○ 不良少年のたまり場となっている場所はないか

公園やコンビニの駐車場など、不良少年のたまり場となっているところがあれば、そこから非行が広がっていきます。

パトロールをしている姿を見せるだけでも効果があります。

### ○ 留守宅、その周囲に不審な人や車はないか

新聞受けに数日分の新聞がたまっているなど、明らかに留守にしていることが分かる家などの周辺に、不審な人や車がないかなども注目しましょう。

### ○ 空き家、廃屋などに異常はないか

空き家や廃屋などは、犯罪の温床となりやすい場所です。

また、放火されたり、不良少年のたまり場となる恐れもあります。管理者などへ改善の働きかけをしましょう。





## 8 防犯パトロールで特に心掛けるポイント

### ○ 子どもやお年寄りなどの安全確保を重点に！

小さな子どもを狙った犯罪が連続して発生し、住民に大きな不安を与えています。防犯パトロールを実施する場合は、小学校などの登下校時の時間帯では通学路を中心に、休日などでは児童公園など子どもが遊ぶ場所を中心に行いましょう。

特に、下校時に子どもがひとりっきりになる場合などは、より注意が必要です。

お年寄りや女性などについても、夜間や人通りの少ない道を歩いているのを見かけた場合は、被害に遭わないように声をかけてあげてください。また、一人暮らしのお年寄りについては、パトロール中に安否を確認するなどして地域で見守りましょう。



### ○ パトロールをアピールする！

パトロールをしていることを住民の皆さんに知らせることによって防犯意識が高くなるとともに、安心感や地域の連帯感が醸成されます。また、犯罪を行おうとする者に見せることによって、犯罪を断念させることになり、継続することによって犯罪が起きにくい街が形成されます。

## 9 防犯パトロールで注意する点

### ○ 危険なことはせずに警察に通報を！

パトロール中に不審者を発見したときは、絶対に実力行使はせず、警察に通報してください。

不審な車を発見したら、ナンバーや特徴をチェックして、たとえその車が逃げても追跡などせず警察へ通報してください。

犯罪を目撃したら、直ちに110番してください。

### 110番のかけ方

一般電話、公衆電話、携帯電話のいずれからでも、「110」を押すことによって110番通報を受理する「警察本部通信指令室」につながります。

通信指令室の担当者は、次のような点について聞きますので、落ち着いて話してください。

- ◆ **何があったのか**
- ◆ **いつ**
- ◆ **どこで**  
(目標物などがあれば教えてください)
- ◆ **犯人、不審者は**  
(性別、人相、服装、車両、逃走方向など)
- ◆ **被害状況や目撃状況**
- ◆ **通報者であるあなたの名前、連絡先など**



### ○ 交通事故に注意！

パトロールの際には、交通ルールを守って事故に遭わないように注意してください。夜間パトロールの際は、白っぽい服装や反射テープ、懐中電灯などを活用して運転者から見えやすくなるよう心がけてください。

### ○ プライバシーを尊重し、秘密を守る！

パトロールの際に知った個人に関する情報は、決して漏らさないようにしましょう。また、パトロール中に写真等の記録をとる場合にも、個人のプライバシーの侵害にならないよう配慮しましょう。

### ○ わからないことがあれば！

パトロールの注意点や地域で発生している犯罪を防ぐための方法等、わからないことや聞きたいことがあれば、受持ちの交番・駐在所に相談してください。

## 10 「子ども・地域の安心・安全活動支援事業」の申請

京都府では、各地で活動する子どもの安全ボランティアを支援するため、ボランティア保険加入掛金の補助や活動用資機材の交付を行います。

希望される団体は、ホームページ「京都府おこしやすあんしん・あんぜんホームページ・きょうと」を御覧いただくか、下記へお問い合わせください。

京都府 府民労働部 安心・安全まちづくり推進室

電話：075-414-5079

ホームページ「<http://www.pref.kyoto.jp/anshin/index.html>」

## 11 防災・防犯情報メールに登録を！

京都府では、事件発生情報や子どもに対する声かけ事案等を「防災・防犯情報メール」で府民に発信していますので、是非登録してください。

### 【防災・防犯情報メール登録要領】

- ①「[anzen@k-anshin.pref.kyoto.jp](mailto:anzen@k-anshin.pref.kyoto.jp)」に空メールを送信
- ②登録案内メールが送信されるので記載のURLにアクセス
- ③登録画面になったら利用規約を確認、「同意する」をクリック
- ④次に「配信情報登録」をクリック
- ⑤「防犯・犯罪情報」をクリック（他の情報も選択可）
- ⑥「全エリア」又は「個別エリア」を選択してクリック
- ⑦最後に「登録」をクリック
- ⑧「終了」をクリック

《QRコード》



## 1 防犯パトロールQ&A(よくある質問)

### Q1 負担が大きくないの？

**A** 防犯パトロールは、みなさんのできる範囲（時間・場所）で実施するものです。  
朝の散歩や犬を連れた散歩をする際、仲間を誘って2～3人で「パトロール中」のタスキをかければ、たちまち立派な防犯パトロールです。  
また、参加者が多くなりますと、例えば、1日に1回パトロールする場合、20人いれば3人1組で行ったとして、1人当たり週1回、100人確保すれば、1人当たり月1回となります。

### Q2 あいさつや声かけなどの簡単なことをするだけで効果があるの？

**A** これから悪いことをしようとする人間は、声をかけられることによって出鼻をくじかれたり、顔を見られたことで犯行を思いとどまり、立ち去るなど、犯罪の抑止に大変効果があります。  
また、この運動が定着することにより、広く地域全体が顔見知りとなり、たとえ悪いことをしようとする気持ちのある人がいたとしても、悪いことができなくなります。

### Q3 パトロールは示されたとおりにならなければならないの？

**A** あくまでも地域住民による自主活動ですので、地域の実情や構成員に合わせた方法で行ってください。

### Q4 危険ではないの？

**A** 危険なことをしないように心がければ問題はありません。  
不審者、不審車両を発見した際は、近寄ったり実力行使せずに警察へ通報してください。  
事件・事故を目撃した時は、直ちに110番通報してください。  
また、夕方から夜間は、反射テープを活用するなどして、交通事故に十分気を付けてください。  
なお、万が一に備え、ボランティア保険に加入することも検討してください。

### Q5 パトロール中に少年達が集まって座っているのを見かけたら、どうすればいいの？

**A** 地域の少年達が単に集まって座っているだけならば、気軽に声をかけて少年達との交流に心がけましょう。  
タバコを吸っているなど、不良行為をしている場合でも頭ごなしに怒るのではなく、諭すように叱りましょう。  
ただし、暴走族である場合や注意しても不良行為をやめない場合などは、警察に連絡してください。

## 2 団体の規約(例)

### △△地区「〇〇〇〇パトロール隊」規約(例)

#### 第1条 目的

〇〇市〇〇地区の犯罪防止等を図り、子どもや高齢者等地域住民の安心・安全な暮らしを守ることを目的とする。

#### 第2条 名称

△△地区「〇〇〇〇パトロール隊」とする。

#### 第3条 活動

- 1 子どもの見守り活動(子どもに対する声かけ、あいさつ運動)
  - (1) 登下校時間帯における通学路等のパトロール、立番、付添い
  - (2) 課外時間帯における児童公園、学習塾、コンビニ、ゲームセンター等子どもが集まる施設等周辺のパトロール
- 2 その他の防犯活動
  - (1) 防犯パトロール、安全マップ作成
  - (2) 独居高齢者、高齢者世帯等に対する声かけ等
  - (3) チラシ作成・回覧等による広報・啓発活動等

#### 第4条 構成

本隊は、その趣旨に賛同し、加入を認められた者及び団体をもって構成する。

#### 第5条 入隊

- 1 参加を希望する個人及び団体は、申込用紙に所定の内容を記載し、事務局長に提出する。
- 2 役員は、申し込み要旨に記載された内容を審査し、参加適格者及び団体について入隊を認める。

#### 第6条 脱退

- 1 脱退は、脱退申込用紙に必要事項を記載し、事務局長に提出することによって行うものとする。
- 2 役員会は、本隊に相応しくないと認められる者及び団体がある場合には、通告することによって脱退させることができる。

#### 第7条 役員

本隊に、隊長、副隊長、事務局長を置き、隊員の互選によって選出する。

#### 第8条 総会

隊の運営方針、役員を選出等を行うため、年1回以上、総会を開催する。

#### 第9条 役員会

隊員の入隊・脱退審査、月別活動計画の立案等を行うため、毎月1回以上、役員会を開催する。

#### 第10条 連絡場所

〇〇市〇〇地区公民館を連絡場所とする。

#### 第11条 その他

規約に定めるもののほか、本隊の運営に関して必要な事項は、別途定める。

#### 附 則

本規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

### 3 防犯パトロール活動計画(例)

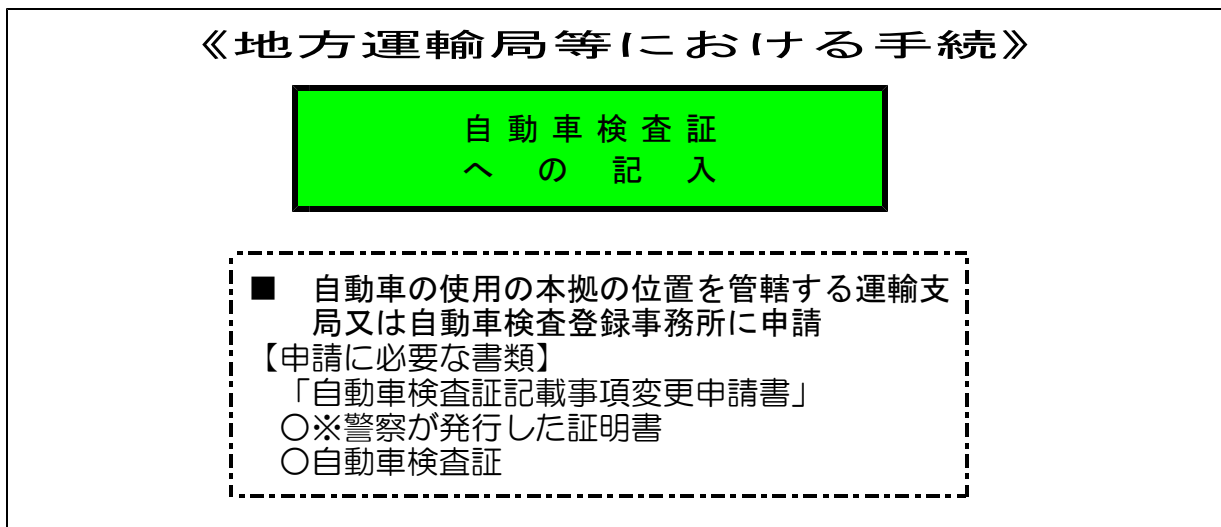
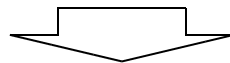
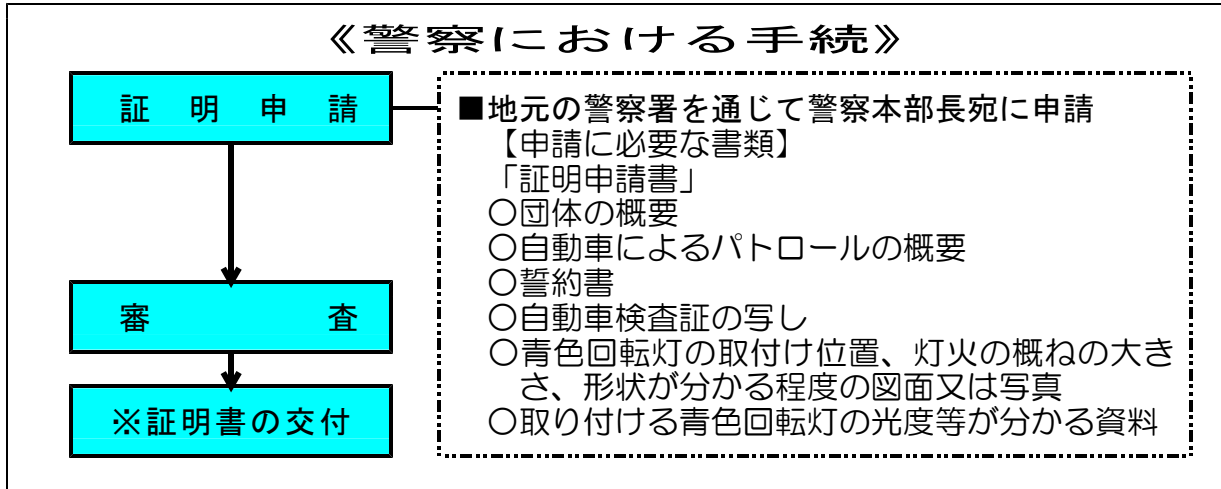
項 目	内 容
名 称	△△地区子ども・地域安全見守り隊「〇〇〇〇」
責 任 者 副 責 任 者	△△自治会会長 〇〇防犯推進委員協議会□□支部長
構 成 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域内に居住又は勤務する有志の方</li> <li>◆ 自治会、PTA、防犯推進委員、少年補導委員、民生児童委員、社会福祉協議会委員等で従事可能な有志の方</li> <li>※ 地区や団体ごとに副責任者を決めると、連絡や計画作成がスムーズにできます。</li> </ul>
時間・区域・ 路線・班編制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>Aパターン 午前7時～9時</li> <li>Bパターン 午後3時～5時</li> <li>Cパターン 午後7時～9時</li> </ul> </li> <li>◆ 区域・路線 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪の発生実態に応じて実施</li> <li>・ 登下校時間帯は、子どもの通学路を重点的に実施</li> </ul> </li> <li>◆ 班編成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1班3～4人で編成</li> <li>・ 班の中で、それぞれパトロールリーダーを選出</li> </ul> </li> </ul>
計 画 の 策 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 責任者は、翌月のパトロール実施計画を策定し、月初めに構成員に回覧し、それぞれの都合がよいところに記名してもらう。</li> <li>◆ 記名終了後、月末までに翌月の実施計画を構成員などに配付（伝達）する。</li> </ul>
実 施 要 領	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 原則として、徒歩又は自転車で実施する。</li> <li>◆ 実施に当たっては、腕章及びタスキを着用し、終了後、次の班のリーダーに引き継ぐ。(次回のパトロールの確認を行う)</li> <li>◆ 積極的に声かけを実施する。</li> <li>◆ 不審者、不審車両はメモする。</li> <li>◆ 事件を目撃した場合は、直ちに110番通報する。</li> <li>◆ 交通事故には十分注意する。</li> <li>◆ 月に1回程度、集合して意見交換会を開催する。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 懐中電灯などの購入を検討する。</li> </ul>

#### 4 防犯パトロール日誌(例)

日 時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ( ) 午前・後 〇〇時〇〇分 ~ 午前・後 〇〇時〇〇分					
実施者	責任者 (〇〇〇〇) 副責任者 (〇〇〇〇) 実施者 〇〇人「 _____ 」					
実施場所	Aエリア：(〇〇〇→〇〇〇→〇〇〇→〇〇〇→〇〇〇) 「実施者 _____ 」 Bエリア：(〇〇〇→〇〇〇→〇〇〇→〇〇〇→〇〇〇) 「実施者 _____ 」 Cエリア：(〇〇〇→〇〇〇→〇〇〇→〇〇〇→〇〇〇) 「実施者 _____ 」 Dエリア：(〇〇〇→〇〇〇→〇〇〇→〇〇〇→〇〇〇) 「実施者 _____ 」					
結 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども見守り <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇交差点で下校中の児童見守り。下級生約50人下校</li> <li>・〇〇公園で遊んでいた児童に、暗くなって来たから早く帰宅するよう声かけ</li> <li>・〇〇公園前で通学中の児童に対してあいさつ運動</li> </ul> </li> <li>■不審者、不審車両等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇町内で知らない人が家を見回っていたので声かけ。セールスマンの模様</li> <li>・</li> </ul> </li> <li>■危険箇所等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇庁内の防犯灯の電球切れ。市役所に連絡</li> <li>・〇〇公園に冷蔵庫等の不法投棄。市役所、警察に通報</li> <li>・</li> </ul> </li> <li>■お年寄り訪問 <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇町内の一人暮らしのお年寄り5人に声かけ</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> </li> <li>■その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul> </li> </ul>					
引 継	学校から、「〇月〇日午前〇時〇分ころ、〇〇公園において、児童に〇〇〇〇と声をかける事案があった」との情報があり、パトロールしました。パトロールをお願いします。					
記 入 者	〇〇					
確 認	1班	2班	3班	4班	5班	6班

## 5 「青色回転灯」申請手続の流れ

青色回転灯を車に取り付けて活動する場合は、活動団体の要件などがあり警察の証明が必要となります。必ず、以下の手続を行ってください。  
詳しいことは、地元の警察署に御相談ください。





〒602-8570  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府 府民労働部  
安心・安全まちづくり推進室

TEL075-414-5079 FAX075-414-4255  
ホームページアドレス <http://www.pref.kyoto.jp/anshin/index.html>